
AMT/NEWSLETTER

Taiwan Legal Update

2025年4月25日(第17号)

台湾弁護士 吳 曉青 / 台湾弁護士 江 承頤 / 日本弁護士 中川 裕茂 / 日本弁護士 若林 耕

Contents

I. 台湾法令アップデート

- ・ 外国人投資案件事前審査制度の試行
- ・ 「キーワード型インターネット広告に関する取扱原則」の制定
- ・ 「環境持続可能性対応に係るカルテルに関するガイドライン」の公表
- ・ 証券デイトレード減税制度の延長

II. 台湾法の「今」

- － 個人情報保護法の改正動向 台湾弁護士 吳 曉青

III. 今後の関連セミナー等の情報

I. 台湾法令アップデート

<外資規制>

外国人投資案件事前審査制度の試行

〔ポイント〕外国投資審査手続の効率化を目的として、外国投資規制の主務官庁たる台湾經濟部投資審議司(DIR)は、2024年12月23日より、外国人投資案件に係る事前審査制度(試行)を開始した。当該事前審査の対象となる案件は、①M&A案件、②投資額が1億台湾ドル以上の案件、又は③申請手続及び適用法令について説明を要する案件とされている。かかる案件の申請者(代理人を含む。)は、DIRに対し事前審査又は相談を申し込むことができ、DIRは申込みの受理後、事前審査(必要に応じ関係官庁との会議を招集する)を行い、審査意見を出す。なお、申請者は事前審査意見を受けた後、原則として30日以内に正式な投資審査申請を行う必要がある。

(2024年12月20日に公表、2024年12月23日に施行)

〔原文〕 [經濟部投資審議司外國人來臺投資案件預審試行機制](#)

<競争法規制>

「キーワード型インターネット広告に関する取扱原則」の制定

〔ポイント〕競争法の主務官庁に当たる台湾公平交易委員会(TFTC)は、「キーワード型インターネット広告」に係る不当取引制限に関し、「キーワード型インターネット広告に関する取扱原則」を制定した。「キーワード型インターネット広告」とは検索連動型広告を指す。同取扱原則では、事業者が他事業者の商品などに関する取引の決定に影響を与えようとする表示(原文では「表徴」)をキーワード広告に使用したり、ウェブページのプログラム設計を通じて利用したりする行為が、直ちに違法となるものではないとしている。個別の事案を踏まえて、消費者に対する多様で有益な情報の提供、市場の情報流通の促進、検索コストの低減などの社会的利益を総合的に判断する必要がある。一方、他人の成果にフリーライドすることを目的としたキーワード型インターネット広告又はウェブページのプログラム設計は、「著しく公平性に欠ける行為」に該当し、その結果として、取引の公正な秩序に悪影響を及ぼす場合には、公平交易法の違反となる。

(2024年12月12日に公表、施行)

〔原文〕 [公平交易委員會對於網路關鍵字廣告相關案件之處理原則](#)

「環境持続可能性対応に係るカルテルに関するガイドライン」の公表

〔ポイント〕台湾公平交易委員会(TFTC)は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、持続可能な環境に係る取組みの競争法違反リスクに関するガイドラインを公表した。当該ガイドラインではかかる競争法違反のリスク分析について、以下の3つに分けて説明されている。すなわち、①事業者間の競争を相互拘束しない場合は、カルテルに該当しない、②事業者間の競争を相互拘束しているものの、環境に有利である場合は、例外事由としてカルテルの許可を申請することができる、③競争に対して深刻な悪影響を及ぼす恐れがあり、カルテルに該当する可能性の高い行為とされる。

(2025年2月19日に公表)

〔原文〕 [事業因應環境永續涉及聯合行為之參考指引](#)

<税務規制>

証券デイトレード減税制度の延長

〔ポイント〕2025年1月2日に証券取引税条例が改正された。デイトレードに係る証券取引税の税率0.15%の維持措置が、2027年12月31日まで延長された。

(2025年1月2日に公布、施行)

〔原文〕 [證券交易稅條例](#)

II. 台湾法の「今」

個人情報保護法の改正動向

台湾弁護士 吳 曉青

1. 台湾個人情報保護法の概要

台湾個人情報保護法は、元は 1995 年 8 月 11 日に「コンピュータによる個人情報の処理の保護に関する法」として制定され、コンピュータによる個人情報の処理を規制対象とするものであった。同法は、2010 年 5 月 26 日付改正を経て、「コンピュータによる処理」以外の状況においても適用されることとなり、個人情報の取扱い全般を規制対象として、現在の法令名である「個人情報保護法」に変更された。なお、同法の概要は 2023 年 7 月 12 日(第 12 号)のニュースレター も参照されたい。

同法は、法令名の変更後、これまでに実質的な改正が 2 回しか行われておらず、現在は国際的な保護基準に適合させるための見直しが進められている。行政院が 2025 年 3 月 27 日に可決した「個人情報保護委員会組織法」の法案(新規)と「個人情報保護法」の改正案は、こうした背景を踏まえたうえでの、2010 年の法令名変更後における最大規模の法案である。両法案の立法スケジュールはまだ明らかになっていないが、今後の台湾における個人情報保護制度の方向性を示唆するものとなっている。

2. 個人情報保護委員会組織法の重要なポイント

個人情報保護委員会組織法は、個人情報保護委員会の組織構成、管轄権限、構成員の資格・任期、委員会の招集、決議及び権限行使方法を規制する法律であり、その概要は以下の通りである。

(1) 個人情報保護委員会の権限及び構成

個人情報保護委員会の職務には、個人情報保護規制の策定・改正及びその解釈、行政上の監督、個人情報保護法違反に対する処分の実施、個人情報の越境移転や国内外の個人情報保護規制の検討等が含まれる。

同委員会は、5 名から 7 名の委員で構成され、委員の任期は 4 年とされる。また、委員には、個人情報保護、法律、情報、科学技術、情報通信セキュリティ、人権、公共行政、経済、商業、管理又は消費者保護などの専門的な知見又は実務経験を有することが求められる(草案 3 条)。

(2) 個人情報保護委員会の決議事項及び決議方法

個人情報保護に関する政策、重要計画、関連法令の制定・改訂・廃止等は、個人情報保護委員会の決議を経ることが必要とされる(草案 7 条)。決議方法は委員会の過半数の委員が参加し、その出席者の過半数による同意をもって成立するものとされる(草案 8 条)。

また、個人情報保護委員会は月 1 回の定例会を開催し、必要に応じ臨時会を招集することができる。委員会の会議は非公開とされるが、会議の議事録については、政府情報開示法に基づき開示の対象となる(草案 8 条)。

3. 個人情報保護法の重要改正ポイント

(1) 個人情報漏洩等事故の報告、本人への通知の義務化

現行法においては、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合、データ主体への通知義務のみが規定されている。これに対し、改正案では、被害の拡大を防止するための有効な措置を講ずること、事故に関する事実・影響及び講じた対応策を記録し、少なくとも3年間保管すること、データ主体への通知に加えて、主務官庁である個人情報保護委員会への報告義務が新たに追加される予定である(改正案 12 条)。

(2) データ保護責任者、データ保護監査人員の導入

公務機関又は当局が指定する非公務機関(すなわち一般企業等の民間法人)に対し、新たに「個人情報保護長」及び「個人情報保護監査員」の設置義務が課される(改正案 2-1 条)。また、これらの職務内容、認容資格、研修制度、奨励措置等に関する事項については、当局にその策定権限が付与される(同条)。

(3) 行政検査の実施とハイリスク業種の指定

改正案 22 条において、主務官庁は個人情報保護法の適切な履行を確保するために、関係者からの意見聴取、書類の提出命令、ならびに立ち入り検査を含む行政検査を実施する権限を有することが明文化された。さらに、改正案 27 条に基づき、主務官庁は個人情報漏洩等の事故リスクが高いとされる業種を指定し、当該業種に対し優先的に行政調査を実施することが可能とされている。

(4) 当局の管轄権に関する経過規定

新たに設置される個人情報保護委員会が本格的に機能するまでの間、行政院は6年間の移行期間を設け、その期間中に特定の事業を指定し、従来通り主務官庁(事業を所管する中央機関又は地方自治体)が引き続きその監督を行えるようにすることができるとされている(改正案 51-1 条)。

以上

III. 今後の関連セミナー等の情報

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座（オンラインセミナー）を開催しております。今後の予定は次の通りです。具体的なテーマ及び日程には変更が生じる可能性がありますので、正確な情報は直近のメールでのご案内をご覧ください。

第39回：2025年5月15日(木)

「台湾個人情報保護法の実務対応及び最新改正動向」

講師：パートナー弁護士 呉 曉青

第40回：2025年6月19日(木) 予定

テーマ等詳細未定

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
台湾弁護士 吳 曉青 (wu.hsiaoching@amt-law.com)
台湾弁護士 江 承頤 (cheng-yi.chiang@amt-law.com)
日本弁護士 中川 裕茂 (hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
日本弁護士 若林 耕 (ko.wakabayashi@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。